

～ 返還不要の奨学金 ～

「高校生等奨学給付金」のご案内

－ 令和6（2024）年度 栃木県奨学のための給付金（公立）－



栃木県では、高等学校等の「授業料以外の教育に必要な経費」の負担軽減を目的として、一定の要件を満たす世帯（生活保護受給世帯、県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯（家計急変世帯）を含む）に対し、給付金を支給します。

なお、給付には申請が必要です。詳しくは6月以降に改めて学校を通じてご案内します。（申請受付期間は7月以降となる予定ですが、別途ご案内いたします。4月の手続きは必要ありません。）

■ 1 対象となる方（通常申請）

令和6（2024）年7月1日時点において、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等です。

- (1) 保護者等が栃木県内に住所を有すること※1
- (2) 公立の高等学校、高等専門学校（第3学年まで）等に在学する高校生等がいること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されていること
 - イ) 保護者等全員の令和6年度（令和5年所得分）の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること

※1 保護者等が県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問合せください。

※2 家計急変世帯における対象要件については、6月以降改めてご案内します。

■ 2 通常申請の場合の生徒一人当たりの給付予定額（年額）（見込み）

※家計急変世帯の場合は要件によって支給額が異なる場合があります。

区分 番号	世帯区分		支給額
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		32,300 円
②	県民税・市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に扶養されている高校生等	通信制・専攻科	50,500 円
③		第1子	122,100 円
④		第2子以降 ア 2人目以降 イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる ウ 世帯に②（通信制・専攻科）に該当する兄弟姉妹がいる	143,700 円

■ 3 申請手続き 給付には申請が必要です。申請受付期間は7月以降となる予定ですが、別途ご案内いたします。

申請書に必要書類を添えて、在学校に提出してください。

詳しくは、6月以降に改めて学校を通じてご案内します。

■ 4 給付方法 給付決定後、原則として保護者等の口座に一括で振り込みます。

（お問合せ先） 栃木県立宇都宮工業高等学校事務室

電話 028-678-6500

栃木県教育委員会事務局教育政策課 企画調整担当

電話 028-623-3354